

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇選管告示 衆議院議員の総選挙において候補者一人につき選挙運動  
に關して支出することができる金額

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和四十四年十二月二十七日執行の衆議院議員の総選挙において公職選  
挙法（昭和二十五年法律第九号）第九十四条の規定により候補者一人に  
つき選挙運動に關して支出することができる金額は、二百九十八万七千六  
百円であるので、同法第九十六条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章